

令和2年度和歌山県
クリーニング師試験問題
(学 科)

令和2年11月5日

指示があるまで開いてはいけません。

【受験上の注意】

- 1 携帯電話の使用は禁止します。電源を切ってカバン等にしまってください。
- 2 机の上には、「受験票」・「筆記用具」・「時計」以外のものは置いてはいけません。
- 3 受験番号及び氏名の記入を忘れないようにしてください。
- 4 試験開始後40分間は退出できません。40分を経過してから退出するときは、解答用紙を裏返してください。
- 5 一度退出してからは、原則として再入場は認めないので注意してください。
- 6 試験問題用紙は持ち帰っても構いません。
- 7 法令等においては、「洗濯」と「洗たく」が混在していますが、本試験においては「洗たく」に統一して記載しています。

衛生法規に関する知識

和歌山県

1 次の文章は、クリーニング業法に関する記述です。文中の（ ）に当てはまる適当な語句を下の語群から1つ選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- a この法律は、クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な（ ① ）を行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることを目的とする。
- b クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びに（ ② ）その他必要な事項を（ ③ ）都道府県知事に届け出なければならない。
- c この法律において（ ④ ）業は届出を必要とするが、（ ⑤ ）業は届出を必要としない。

【語群】

- ア：開設後速やかに イ：あらかじめ ウ：使用する溶剤の種類
エ：クリーニング師の氏名 オ：電話番号 カ：保護及び振興
キ：指導及び取締り ク：コインランドリー ケ：貸しおしぼり

2 次の文章は、「クリーニング所における衛生管理要領」に記載されているクリーニング師の役割と洗たく物を処理する際の管理に関する記述です。文中の（ ）に当てはまる適当な語句または数値を下の語群から1つ選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- a クリーニング業法に基づき、洗たく物の処理を行うクリーニング所に（ ① ）とされているクリーニング師は、（ ② ）及び洗たく処理に関する専門知識等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での（ ③ ）な責任者となるものである。
- b ランドリー処理の際、（ ④ ）℃以上で本洗することが望ましい。すすぎには、清浄な水を使用して少なくとも（ ⑤ ）回以上行う。

【語群】

- ア：設置することが望ましい イ：形式的 ウ：補完的
エ：労働安全 オ：必ず設置すること カ：40 キ：実質的
ク：3 ケ：公衆衛生 コ：必要に応じて設置する サ：60
シ：2 ス：産業振興 セ：80 ソ：4

(次頁に続く)

3 次の記述のうち正しいものには○印を、間違っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① () 営業者は、都道府県（地域保健法第5条第1項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区）が条例で定める必要な措置を講じなければならない。
- ② () 営業者は、洗たく物の受取及び引渡しをするに際しては、利用者に対し、苦情の申出先を明示するよう努めなければならない。
- ③ () 営業者は、洗場の床を不浸透性材料で築造し、これに適当な勾配と排水口を設けなければならない。
- ④ () クリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、その後は5年を超えない期間ごとに、クリーニング師の研修を受けなければならない。
- ⑤ () 営業者は、業務に従事する者に対し、都道府県知事が指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。
- ⑥ () 都道府県知事は、営業者が衛生措置の基準に違反しているとき認めるときは、当該営業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じることができる。
- ⑦ () クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、10日以内に、免許証の訂正の申請を本籍地の都道府県知事にしなければならない。
- ⑧ () 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場については、工業系用途地域においては立地可能だが、商業系用途地域では、工場の規模にかかわらず、一律に立地が制限される。
- ⑨ () テトラクロロエチレンを含む廃油は、特別管理産業廃棄物とされるため、クリーニング所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。
- ⑩ () ランドリー排水については、生活環境に被害を生じるおそれがないため、排出基準が定められていない。

公衆衛生に関する知識

和歌山県

1 次の文章は、「クリーニング所における衛生管理要領」に記載されている指定洗たく物の消毒効果を有する洗たく方法に関する記述です。文中の(①)から(⑤)に当てはまる適当な数値をアからウの中から1つ選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

a (①)℃以上の熱湯で(②)分間以上処理する。

b さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が(③)ppm以上の液に(④)℃以上で(⑤)分以上浸し、終末遊離塩素100ppm以上になるような方法で漂白する。

c 四塩化(パークロル)エチレンに(⑤)分以上浸し洗たくした後、四塩化エチレンを含む状態で5.0℃以上に保たせ、(②)分間以上乾燥させる。

① [ア: 60 イ: 70 ウ: 80]

② [ア: 5 イ: 10 ウ: 20]

③ [ア: 50 イ: 150 ウ: 250]

④ [ア: 30 イ: 40 ウ: 50]

⑤ [ア: 5 イ: 10 ウ: 20]

2 次の①から⑤の感染症の病原体を下の分類から1つ選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。(重複可)

① コレラ

② インフルエンザ

③ 結核

④ オウム病

⑤ つつが虫病

【分類】

ア: ウイルス イ: リケッチア ウ: 細菌 エ: クラミジア オ: 原虫

(次ページに続く)

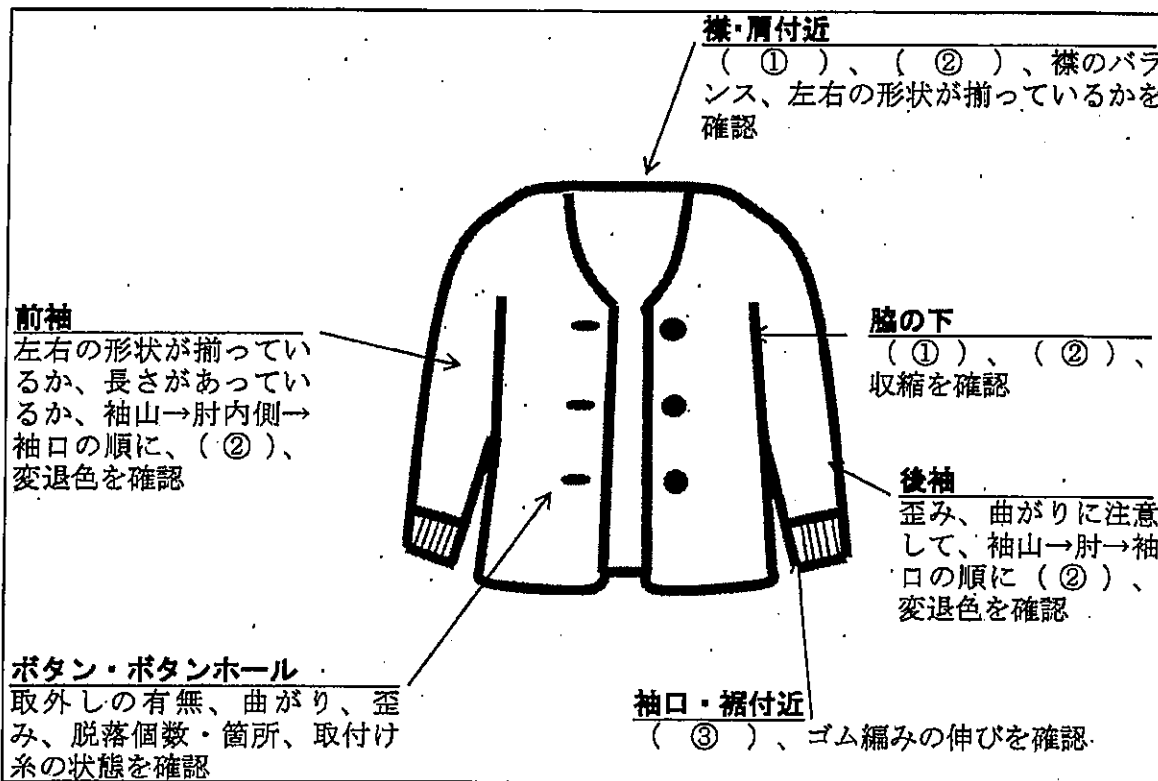
3 次の記述のうち正しいものには○印を、間違っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① () 消毒とは、すべての菌を死滅させることである。
- ② () すべての洗たく物には微生物汚染があり、有機物も存在するため、時間経過とともに増殖する可能性がある。
- ③ () 感染症の発生または流行の成立に必要な3要因とは、「感染源の存在」、「感染経路の存在」、「感受性のある個体」である。
- ④ () コロナウイルス感染症の主な感染経路は、飛沫感染及び接触感染なので、「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」をはじめとした基本的な感染症対策が必要である。
- ⑤ () ノロウイルスによる吐ぶつが付着した洗たく物の処理にはエタノール消毒が有効である。
- ⑥ () 営業者は、従事者が結核や感染性の皮膚疾患にかかった場合でも、マスクや手袋を着用させれば業務に従事させることができる。
- ⑦ () 地域における公衆衛生活動の中心的存在である保健所は、疾病予防、健康増進、環境衛生などの業務を行っている。
- ⑧ () 内閣府が発表している「令和2年版高齢社会白書」によると、日本の人口の年齢構成は次第に高齢化しており、2050年には高齢化率（高齢者人口が総人口に占める割合）が60%に達すると予測されている。
- ⑨ () がん・心臓病・糖尿病・肥満は、生活習慣病とされている。
- ⑩ () 間脳の視床下部に、放熱中枢と発熱中枢からなる体温調整中枢があり、この両者が体温調整の機能を果たしている。

洗たく物の処理に関する知識

和歌山県

1 次の図は、セーターやカーディガンの受け取り時の点検箇所ごとの主な点検事項について記載したものです。図中の①から③に当てはまる適当な語句を下の語群から1つ選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。



- <語群>
- | | | | |
|-------|-------|-------|------|
| ア：曲がり | イ：変退色 | ウ：汗汚れ | エ：虫穴 |
| オ：損傷 | カ：ほつれ | キ：スレ | ク：黄変 |

(次頁に続く)

2 次の①と②は、JIS L 0001記号による取扱表示です。それぞれの表示についての説明で最も適切なものを各選択肢アからウの中から1つ選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

①		ア 家庭での洗たく処理はできない。
		イ ウェットクリーニング処理はできない。
		ウ ドライクリーニング処理ができない。

②		ア 洗たく処理後のタンブル乾燥処理はできない。
		イ 排気温度60℃までの洗たく処理後のタンブル乾燥処理ができる。
		ウ 排気温度80℃までの洗たく処理後のタンブル乾燥処理ができる。

3 次の表は、主な繊維の種類とクリーニング性、JISアイロン表示記号の上限温度について記載したものです。表中の①から⑤に当てはまる適切なものを下の語群から1つ選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

主な繊維の種類			クリーニング性			JISアイロン表示記号の上限温度	上限温度(℃)
			ドライクリーニング	ウェットクリーニング	ラントクリーニング		
天然繊維	植物繊維	綿・麻	○	○	○		200
	動物繊維	絹	○	③	×		
			羊毛	②	△	×	
化学繊維	再生繊維	レーヨン	○	△	×		
	半合成繊維	アセテート	○	△	④		
合成繊維	合成繊維	ナイロン	○	○	△		
		①	○	○	○		
		アクリル	○	○	×		⑤

※「○」は処理できる、「△」は処理に注意を要する、「×」は処理できないことを示す。

【語群】

ア：ポリ塩化ビニル イ：ポリエステル ウ：ポリウレタン

エ：○ オ：△ カ：× キ：90 ク：100 ケ：110

(次頁に続く)

4 次の記述のうち正しいものには○印を、間違っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① () 防水加工とは、布に水がしみて濡れることを防止する加工をいう。
- ② () 抗菌防臭加工とは、衣料品に付着した汗などによる黄色ブドウ球菌、微生物などの増殖を抑制し、不快なにおいの発生も防止する加工をいう。
- ③ () ドライ溶剤の油脂溶解力は、KB値（カウリプタノール値）が小さいほど洗浄力が大きい。
- ④ () 付着した血液のシミ抜きは、40℃以下の水で、アルカリ性のシミ抜き剤を使って行う。
- ⑤ () ランドリーで使用される漂白剤のうち次亜塩素酸ナトリウムは、低温で漂白効果があり、絹、毛、ナイロン、ポリウレタン繊維に適している。
- ⑥ () 超音波シミ抜き機は、液体にキャビテーションを生じさせて衣類に付着している汚れを除去する装置であり、単に物理的に付着している汚れに対しては、多量の溶剤や洗剤を使わなくても効率よくシミを浮かすことができる。
- ⑦ () 和服のクリーニング方法の生洗いとは、昔から行われてきた着物の手入れ方法である。着物をほどこき、反物状にして水洗いをした後、「湯のし」をして、仕立て直しをする方法である。
- ⑧ () ウェットクリーニングとは、「本来はドライクリーニングすべき洗たく物を水溶性の汚れが多いためにやむを得ず、40℃以下のぬるま湯で中性洗剤を用いて原形を損なわずに水洗いする洗たく方法」である。
- ⑨ () 洗剤は、いずれも界面張力を下げる働きを持っており、その主成分は界面活性剤である。
- ⑩ () フロック加工とは、布に折り目やヒダを付ける加工をいう。

解答用紙

受験番号：

氏名：

衛生法規に関する知識

1

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

2

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

3

①		②		③		④		⑤	
⑥		⑦		⑧		⑨		⑩	

採点： _____ 点

公衆衛生に関する知識

1

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

2

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

3

①		②		③		④		⑤	
⑥		⑦		⑧		⑨		⑩	

採点： _____ 点

洗たく物の処理に関する知識

1

①		②		③	
---	--	---	--	---	--

2

①		②	
---	--	---	--

3

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

4

①		②		③		④		⑤	
⑥		⑦		⑧		⑨		⑩	

採点： _____ 点

学科試験合計点数： _____ 点